

2026.4.1

日本赤十字社の活動資金に対する税制上の優遇措置【個人】

大阪府内在住の方によるご寄付は「所得控除と個人府民税控除対象」となります。
市町村民税は居住地により対応が一部異なりますので下記をご確認ください。

1 所得控除について

区分	措置の内容（所得税法第78条第2項第3号）
所得控除 (特定寄付金)	寄付額から2,000円を差し引いた金額が年間所得総額から控除されます。 (寄附金の上限は年間総所得額の40%まで)

2 個人住民税の控除について

区分	措置の内容（地方税法施行令第7条の17の3）
住民税の控除	寄付額から2,000円を差し引いた金額のうち10% ^{※1} が住民税額から控除されます。 (寄附金の上限は年間総所得額の30%まで) ※1 府民税：4%（指定都市2%）と市町村民税：6%（指定都市8%）の合計

市区町村が条例で指定した寄付金の場合、所得控除と併せて府民税・市町村民税の適用となります。ただし、下記に記載の条例指定未承認に該当する市町村にお住いの場合は、市町村民税控除の対象外となります。（地方税法（道府県民税）第37条の2・地方税法（市町村民税）第314条の7）

居住地	条例指定	税控除の内容	お住いの市町村
大阪府内	未承認	所得控除 住民税（府民税）控除	松原市、箕面市、柏原市、門真市 摂津市、交野市
	承認	所得控除 住民税（府民税）控除 住民税（市町村民税）控除	上記以外の市町村
大阪府外	—	所得控除のみ	対象外

<条例指定未承認の市町村にお住いの場合>

「総務大臣告示」の指定寄付金を募集金額の範囲内で適応いたします。

ただし、令和8年度の上限額は府内合計で 900万円 です。※募集金額に達した場合は受付終了

3 相続税の非課税について

区分	措置の内容（租税特別措置法第70条）
相続税	ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に日本赤十字社大阪府支部に寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する受領証と相続財産寄付に関する証明書を相続税の申告書に添付する必要があります。発行については、担当者までご連絡ください。